

こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業実施要綱

制定 令和6年7月5日付6デ戦戦第118号

(目的)

第1条 本事業は、「東京デジタル2030ビジョン」を踏まえた都民サービス変革の突破口としてこどもDXを推進するため、都内に開設する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、マイナンバーカードを公費負担医療及び地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするために実施するPMH（Public Medical Hub）接続に必要なシステム改修等に係る費用の負担に対して、東京都（以下「都」という。）が補助を行い、公費負担医療及び地方単独医療費助成のオンライン資格確認の導入に向けた取組を推進することで、都民及び保険医療機関等の利便性向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 都内に開設している以下の保険医療機関等に対し、医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関等において、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセプトコンピューターの改修費用の一部を交付する。

- 一 健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関のうち医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- 二 健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局

(その他)

第4条 本事業の施行に関し必要な事項は、デジタルサービス局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。